



# 【一時的保育のご案内】



◎ご家庭の理由等により家庭保育が困難となる児童を一時的にお預かりする制度です。  
原則として、お預かりする児童の住所が中野市にあることが前提です。

## 《実施園》

事前に申請が必要です。また、定員になり次第、申込みを締切ります。

実施園	住所	電話番号	実施日
みなみ保育園	〒383-0034 中野市大字新野335番地2	0269-26-2187	平日 ※各園の休園日 を除く
たかやしる保育園	〒383-0004 中野市大字赤岩1525番地2	0269-22-6611	
とよた保育園	〒389-2101 中野市大字豊津3079番地1	0269-38-2123	

☆中野市豊田子育て支援センター「うさぎっこ」(38-1638)

☆中野市子育て支援拠点施設「HUBLIC」(38-1197)

においても、一時預かり事業を行っています。  
詳しくは、施設までお問合せください。



利用区分	利用条件	上限日数	実施時間
臨時保育	保護者の就労、職業訓練、就学、傷病等	12日/月	【通常】 8:30~16:30 【延長】 16:30~18:00
緊急保育	保護者の疾病、看護、冠婚葬祭、事故、災害等		
リハビリ保育	保護者の育児負担の解消を目的とすること (たかやしる保育園は除く)	4日/月 1日/週	【通常】 8:30~16:30

## 《利用料、給食費》

区分 (各年度4月1日時点)	通常保育			延長保育 (臨時・緊急保育のみ)
	8時間以内	4時間以内	給食費(実費)	
3歳未満児	2,200円	1,100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前おやつ 100円</li> <li>昼食 100円</li> <li>午後おやつ 100円</li> </ul>	400円
3歳以上児	1,200円	600円	<ul style="list-style-type: none"> <li>昼食 140円</li> <li>午後おやつ 100円</li> </ul>	200円

- ※ 4時間以内の申込みも利用日数は「1日」として取扱います。
- ※ 食事を用意した時点で、食材費として実費をいただきます。不要な場合は園へお伝えください。
- ※ 食物アレルギーがある場合、離乳食が必要な場合は、お弁当及びおやつをご持参ください。
- ※ 利用料は年額6,000円を上限に減額します。

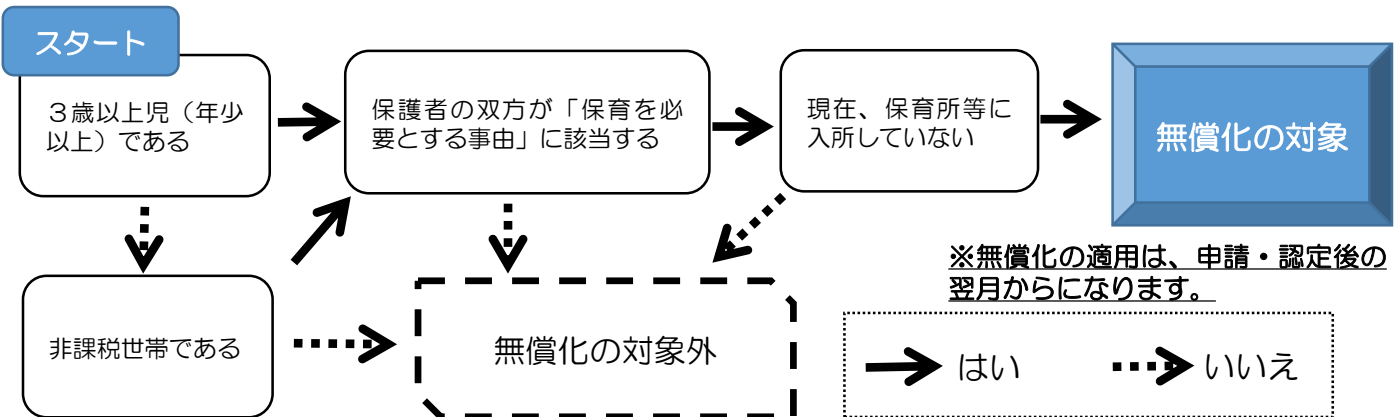
## 《注意事項》

- (1) 利用日の時点で生後6か月を経過していない児童はお預かりできません。
- (2) 児童が病気の場合はお預かりできません。また、薬も原則お預かりできません。
- (3) 利用中、児童の体調が悪くなった場合は、お迎えをお願いすることがあります。
- (4) 日程調整等のため、保護者の方へ電話連絡をさせていただくことがあります。
- (5) 土曜日、日曜日および祝日、12月29日～翌1月3日は実施していません。



## 《幼児教育・保育の無償化に伴う一時的保育利用料の無償化について》

次の条件にすべて当てはまる方は、利用料が上限の範囲内で無償化となる場合があります。詳しくは、保育課または居住する市区町村の保育担当課までお問い合わせください。



## 《ご利用までの流れ》

### 1 利用申込み（申請）

- ・原則、利用日の1週間前までに申請書を提出してください。
- ・初回のみ、児童調査票も一緒に提出してください。
- ・申請書は、月・利用区分・利用園ごと、別に提出してください。

### <書類の配布・提出場所>

- ・保育課
  - ・公立保育所7園
- ※各様式は、市公式ホームページからもダウンロードできます。



### 2 利用決定

- ・後日、ご自宅に決定通知書が届きます。
- ・内容に間違いがないか、ご確認ください。

### 3 持ち物の準備（持ち物のすべてに必ず記名）

#### 3歳未満児

- ミルク、哺乳びん      ○離乳食
- （○は乳児、必要な場合のみ持参）
- まえかけ      □おむつ      □お尻ふき
- 着替え（上着、ズボン、下着、パンツ）
- コップ
- 手ふきタオル    □おしぼり      □昼寝布団
- ナイロン袋（2～3枚）      □上靴



#### 3歳以上児

- 着替え（上着、ズボン、下着、パンツ）
- 手ふきタオル（2枚）      □昼寝布団
- ナイロン袋（2～3枚）      □上靴
- コップ



### 4 利用日当日

- ・送迎は各ご家庭の責任によりお願いします。
- ・遊びやすい服装で登園させてください。
- ・事前連絡なく日時の変更等がある場合、お預かりできません。

### ※申し込み内容に変更・辞退が生じる場合

- ・利用を予定していた園へ電話連絡をしてください。
- ・利用を予定していた月の月末までに、**変更・辞退届**を園または保育課まで提出してください。

### 5 料金の支払い（利用した月の翌月）

- ・利用実績に基づき、納入通知書（使用料及び給食費）を利用月の翌月にご自宅へ送付します。
- ・下記の取扱金融機関窓口または中野市役所会計課窓口で納期限までに現金納付してください。  
（株）八十二長野銀行、長野信用金庫、長野県信用組合、長野県労働金庫、中野市農業協同組合、ながの農業協同組合、ゆうちょ銀行（長野県・新潟県内に限る）

問い合わせ 中野市子ども部保育課保育係

電話：22-2111      FAX：22-5901